



Q. 親が仕事が休みの時も預かってもらえますか。

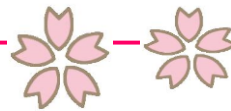
A. ご両親のどちらかがお仕事がお休みの場合は家庭保育をお願いしております。

Q. 兄弟で通園していますが、お兄ちゃんが熱でお休みの場合、弟を預かってもらうことはできますか。

A. 可能です。ご相談の上、短時間でのお預かりをお願いしております。

Q. 園の行事の日に、家庭保育になっています。参加させることは可能ですか。

A. 可能です。ご相談の上、短時間でのお預かりをお願いしております。



Q. 育児休暇中ですが、子どもを預けられますか。

A. 育児休暇中はお子様をお預かりすることはできません。

ただし、第二子以降の産休・育休の場合、ご兄弟のお子様をお預かりすることは可能です。

その場合は、育休明けの職場復帰が前提となります。また、育休・産休の支給認定証が必要となります。

Q. 勤務先を変更しようと思っています。

A. 現在のお仕事をいつ辞めるのか保育園にご連絡ください。

その後、求職期間中は、求職中の支給認定証が必要になりますので、速やかに市役所にて支給認定証をもらってきてご提出ください。

新しい勤務先が決まり次第、市役所にて再度就労証明書をご提出の上、

支給認定証の交付が必要になります。保育園には就労証明書のコピーと支給認定証をご提出ください。



Q. 勤務先の連絡先（住所・電話番号等）、保護者の連絡先（住所・電話番号等）が変更になります。

A. 緊急時や必要な時にご連絡させていただく場合がありますのですぐに保育園にお知らせください。

Q. 仕事の時間を延長したいと思います。

A. 新しい就労時間を記載した就労証明書をご提出ください。なお、支給認定証の「保育必要量」に基づき、【標準時間 一日最大11時間】もしくは、【保育短時間 一日最大8時間】までのお預かりが可能です。

Q. 保育料無償化の対象は何歳からですか。

A. 3歳児クラス～5歳児クラスの児童が対象ですが、別途給食費がかかります。

また、0歳児クラス～2歳児クラスの児童においては

・住民税非課税世帯

・被保護者、里親の利用者

が対象になる場合がございます。詳しくは保育園にお問い合わせください。

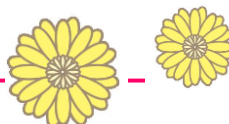


Q. 土日祝日にお仕事をしたい場合はどのような手続きが必要ですか。

A. 土日祝日のお仕事の場合、就労証明書の土日祝日の欄へ、就労の記載が必要です。
また、不定期でお預かりをする場合は、職員の配置や給食の準備数を把握するために、
前月の20日までに、「土日祝日就労証明書」の提出をお願いしております。
「土日祝日就労証明書」が必要な場合は職員へお声がけ下さい。

Q. 残業や道路の混雑等で契約時間までにお迎えに行くことができません。延長料金はかかりますか。

A. 7時～20時までの間でしたら延長料金はかかりませんが、遅れる場合は必ず園へご連絡をお願い致します。



Q. 夏のお散歩時の虫刺されが気になります。

A. 虫よけスプレーをする場合は、登園時にご家庭でお願いしております。
虫よけシールの使用は他の園児の誤飲の危険がございますので、使用禁止とさせていただきます。

